

災害救助法の住宅の応急修理申込書

新庄市長 殿

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____

1 被災日時 令和6年7月 日

2 災害名 令和6年7月25日からの大雨にかかる災害

3 住宅の被害の程度

- 「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。
- 中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第2号）も併せて提出してください。
 - ・ 全 壊
 - ・ 大規模半壊
 - ・ 中規模半壊
 - ・ 半 壊
 - ・ 準半壊

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）

- ・ 屋根
- ・ サッシ
- ・ 柱
- ・ 上下水道の配管
- ・ 床
- ・ ガスの配管
- ・ 外壁
- ・ 給排気設備の配管
- ・ 基礎
- ・ 電気、電話線、テレビ線の配線
- ・ 梁
- ・ トイレ
- ・ ドア
- ・ 浴室
- ・ 窓
- ・ その他（具体的に記入）

[_____]

※ 別添「住宅の被害状況に関する申出書」で修理対象箇所を記入してください。

（添付書類）

- ・ 住宅の被害状況に関する申出書
- ・ り災証明書の写し
- ・ 施工前の被害状況が分かる写真
- ・ 資力に関する申出書 ※中規模半壊、半壊、準半壊の場合
- ・ 修理見積書
- ・ その他市町村が求める書類

受付欄

資力に関する申出書

新庄市長 殿

私、_____は、令和6年7月25日からの大雨のため、
住家が（ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ）しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただき
ますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏名

修理見積書

(全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額(総工事費) 円-(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 円-(消費税込)(※1)

見積金額(被災者負担分) 円-(消費税込)

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備考
①	円	円	
②	円	円	
③	円	円	
④	円	円	
⑤	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 717,000円の範囲内
準半壊の場合： 348,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること

新庄市長 殿

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月 日 住所
会社名
電話番号
代表者名

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月 日 住所
氏名

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

修理見積書

(全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費)

円 -(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)

円 -(消費税込)(※1)

見積金額(被災者負担分)

円 -(消費税込)

工事内訳は別紙のとおり

(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 717,000円の範囲内
準半壊の場合： 348,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること

新庄市長 殿

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月 日 住所

会社名

電話番号

代表者名

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月 日 住所

氏名

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

誓約書

新庄市長 殿

当社（私）は、

- 1 災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理実施にあたり、関係法令等を遵守します。
- 2 下記の者に該当しません。
- 3 応急修理に従事する場合、下記に該当する者であることを知りながら、下請けその他の契約を締結しません。
- 4 下記に該当する者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者名

印

※受付後は最後に綴ってください。

受付番号	
申込者	

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

- 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。
- 申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていませんか？）
 - り災証明書（写し）
 - 修理前の被害状況が分かる写真
 - 修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
 - 資力に関する申出書
→ 借家の場合 貸主の理由記入・署名・押印がありますか？
 - 住宅の被害状況に関する申出書
 - 誓約書

【対象者要件】

- 「被害の状況」は準半壊以上ですか？（り災証明書を確認）
- 全壊 大規模半壊 中規模半壊
 - 半壊 準半壊
- 賃貸型応急住宅を利用する予定はありますか？
- 利用しない 申請している 申請予定
-

【修理見積書依頼状況】

- 依頼済・・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- 未依頼（修理業者の当てはある）
- 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名： _____

修理業者への応急修理の説明： 未 済
（修理見積書、写真、誓約書の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者	
-------	--

工事完了報告書

新庄市長 殿

(施工業者)
称号又は名称
代表者氏名

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

別添修理見積書（写）のとおり応急修理が完了したことを確認しました。

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・工事写真（修理前、修理中、修理後）報告書

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

新庄市長 殿

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下のとおりです。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です。

修理対象箇所 _____

2 床について

1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 仕上材のみの修理は制度の対象外です。

3 壁について

1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

- (※壁の構造は、
- ① 柱・はり+下地材+表面材(壁紙など)
 - ② 柱・はり+仕上板(プリント合板・板など)
 - ③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ

からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 壁紙のみの修理は制度の対象外です。

4 屋根について

1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

5 その他

1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

自由記述欄

応急修理（修理前、修理中、修理後） 工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告 》

(1 /)

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の説明	外観（屋根損傷、2階傾き、建具の損傷、雨樋破損、外壁剥落等）	
修理前写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後写真	修理後写真	

《 邸 応急修理状況報告》

(2 /)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

《 邸 応急修理状況報告》

(/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

適宜、ページは増やしてください。

請 書

印紙
貼付

- 1 件 名：_____邸 応急修理業務
- 2 履行場所：新庄市_____
- 3 履行期間：令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4 契約金額：金、_____円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証：免除
- 6 請求条件：市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を
請求する。
- 7 支払方法：完了後払
- 8 申込書受付番号： 令和 年 月 日 第 号

新庄市財務規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾のうえ
上記のとおり引き受けます。

令和 年 月 日

新庄市長 山科 朝則 殿

受注者： 住所

称号又は名称

代表者氏名

印

請 求 書

令和 年 月 日

新庄市長 殿

(受託者) 住 所
商号又は
名 称
代表者名

印

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額を、 _____ 邸応急修理業務委託料として請求します。

振込口座	金融機関名	銀行	本店	
		信用金庫	支店	
		協同組合	支所	
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

新庄市長 殿

施工業者名	
代表者	
電話	
メール	

災害名	令和6年7月25日からの大雨				
自治体名	山形県新庄市				
修理事物	邸（住所： ）				
被害区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
実施期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日		
修理金額	円（自己負担分				円）

邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

※ 施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

記

【施工前の被災状況】

邸図面（1階）

※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）

邸図面（2階）

※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）

○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

1

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

2

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

3

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

4

(修理箇所名)	(破損状況説明)
(破損材料)	(交換材料)

5

(修理箇所名)	(破損状況説明)
(破損材料)	(交換材料)

6

(修理箇所名)	(破損状況説明)
(破損材料)	(交換材料)